

役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人松前福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松前福祉会の役員及び評議員等(以下「役員等」という)の報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払う。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は招集又は通知等により出席した時は、出席1日につき次の各号により、その都度支給する。ただし、予算の範囲内とする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 理事長 | 12,000円 |
| (2) 理事 | 10,000円 |
| (3) 監事 | 10,000円 |
| (4) 評議員 | 10,000円 |
| (5) 選任・解任委員 | 10,000円 |

(報酬の支給)

第4条 前条により支給する報酬は、年度の途中で就任又は退任した役員等の場合であっても、出席した事実に基づいて支給する。

2 施設長等の常勤職員である役員にあっては、この規程を適用しない。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が第3条の規定により出席したときは、費用弁償として出席1回につき5,000円を支給するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。